

労災保険 後遺障害診断書作成手引

目次

Contents

はじめに

第1章 総論

第1節	労災保険制度の概要	6
第2節	労災保険における障害（補償）給付とは	10
	1 「障害等級表」とは	11
	2 「労働能力」とは	11
第3節	障害等級表の仕組み	11

第2章 診断書作成上のポイント

第1節	すべての領域に共通する事項	16
	1 診断書作成の時期	16
	2 記載上の留意点	16
	3 既存障害の把握及びその取扱い	17
	*記載にあたっての一般的な留意事項	18
第2節	眼（眼球及びまぶた）の障害	19
	1 眼球の障害	19
	*例1 眼球の運動障害	27
	2 まぶたの障害	28
	*例2 まぶたの運動障害	30
第3節	耳（内耳及び耳介）の障害	31
	*例3 聴力障害	38
第4節	鼻の障害	39
	*例4 嗅覚障害	41
第5節	口の障害	42
	*例5 そしゃく機能の障害	46
第6節	神経系統の機能又は精神の障害	47
	*例6 脳の障害（1）	83
	*例7 脳の障害（2）	84

	*例8	せき髄の障害	85
	*例9	反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）	86
第7節		醜状の障害	87
	*例10	露出面の醜状	91
第8節		胸腹部臓器の障害	92
	*例11	呼吸機能の障害	118
	*例12	循環器の障害	119
	*例13	胃の障害	120
	*例14	大腸の障害	121
	*例15	泌尿器の障害	122
第9節		せき柱及びその他の体幹骨の障害	123
	1	せき柱の障害	123
		*例16 せき柱に変形を残すもの①	128
		*例17 せき柱に変形を残すもの②	129
		*例18 荷重機能の障害	130
	2	その他の体幹骨の障害	131
		*例19 その他の体幹骨の変形障害	132
第10節		上肢及び手指の障害	133
	1	上肢の障害	133
		*例20 上肢の欠損障害	139
		*例21 上肢の機能障害①	140
		*例22 上肢の機能障害②	141
		*例23 上肢の変形障害	142
	2	手指の障害	143
		*例24 手指の欠損障害①	147
		*例25 手指の欠損障害②	148
		*例26 手指の欠損障害③	149
		*例27 手指の機能障害①	150
		*例28 手指の機能障害②	151
		*例29 手指の機能障害③	152
第11節		下肢及び足指の障害	153
	1	下肢の障害	153
		*例30 下肢の欠損障害	158
		*例31 下肢の機能障害①	159
		*例32 下肢の機能障害②	160
		*例33 下肢の変形障害①	161

* 例34	下肢の変形障害②	162
* 例35	下肢の変形障害③	163
* 例36	下肢の短縮障害	164
2	足指の障害	165
* 例37	足指の欠損障害	168
* 例38	足指の機能障害	169

第 3 章

社会復帰促進等事業

第1節	社会復帰促進等事業の内容	172
第2節	アフターケア制度	173
	1 アフターケアの目的	173
	2 傷病別の対象者（要旨）	173
	3 アフターケアの範囲	178
	4 アフターケアの実施医療機関等	178
	5 健康管理手帳の交付及び更新	178
	6 健康管理手帳新規交付の流れ	182
第3節	義肢等補装具	183
	1 支給種目	183
	2 支給基準	184
	3 修理基準	198
	4 義肢等補装具の購入（修理）費用支給の流れ	200
	5 筋電電動義手の購入費用支給の流れ	201
	6 支給・修理の手続	202
	7 旅費の支給	207
第4節	外科後処置	209
	1 外科後処置の目的	209
	2 外科後処置を受けるために	209
	〈参考資料〉	
	1 労働者災害補償保険法施行規則別表第1 障害等級表	212
	2 聴覚検査法（1990）：	
	Ⅰ. オーディオメータによる純音聴力（閾値）レベル測定法	214
	3 標準聴力検査法（日本オーディオロジー学会制定）：	
	Ⅱ. 語音による聴力検査	234
	4 関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領	237
	5 証明書（診断書）料等の一覧	260
	6 都道府県労働局一覧	262

胸腹部臓器の障害に関する 医学的事項等

1 呼吸器の障害

(1) 治ゆの判断

低酸素血症や肺性心の有無は療養の要否について重要な情報を与えてくれるものの、その程度及び個々の症例により療養の要否は異なる。

したがって、治ゆに該当するか否かについて一律に基準を設けることは適当ではないことから、呼吸機能の障害を有するものについては、個々の症例に応じて治ゆの判断を行う必要がある。

(2) 評価の考え方

呼吸器の障害については、呼吸機能の障害として評価することとした。

ア 安静時の検査結果による判定

呼吸機能に障害を残したものの障害等級は、原則として、動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧との検査結果の組合せにより判定された等級に認定するが、その等級がスパイロメトリーの結果と呼吸困難の程度により判定された等級より低い場合には、スパイロメトリーの結果と呼吸困難の程度により判定された等級により認定する。

イ 運動負荷試験の結果による判定

安静時の検査結果による判定で障害等級に該当しないものについては、呼吸困難が呼吸機能の低下によると認められ、運動負荷試験の結果から明らかに呼吸機能に障害があると認められるものに限り、呼吸機能障害があるものとして認定する。

(3) 評価の指標等

ア 安静時の検査に関する指標

(ア) 動脈血酸素分圧 (PaO_2)

動脈血酸素分圧は、少なくとも換気・ガス交換・肺循環・呼吸中枢制御機能という4つの機能の結果として血液の中の酸素を供給できているかということを表す指標である。

(イ) 動脈血炭酸ガス分圧 (PaCO_2)

安静恒常状態で求めた動脈血炭酸ガス分圧の異常は、動脈血酸素分圧が異常に低下した低酸素血症とともに、労作能力に関連しており、特に継続的な労作の能力の評価に影響を及ぼすことから、動脈血炭酸ガス分圧を呼吸機能障害の評価の指標とした。

例 23

上肢の変形障害

労働者災害補償保険
診断書

障害(補償)給付請求用

氏名	〇〇 〇〇	生年月日	大正 昭和〇〇年 〇月 〇日 平成	性別	男・女					
傷病名	右上腕骨骨折		負傷発病年月日	平成〇年 〇月 〇日						
障害の部位	右上腕骨		初診年月日	平成〇年 〇月 〇日						
既往歴	なし	既存障害	なし	治ゆ年月日	平成〇年 〇月 〇日					
療養の内容及び経過	右上腕骨の骨折部をギプス固定し、ゆ合に至った。 回旋変形ゆ合については矯正手術を行うことができないことから、治ゆとした。									
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。) 右上腕骨骨幹部の骨折部に、回旋変形ゆ合を認める。 右肩関節の可動域範囲は、下表のとおり。									
関節運動範囲	部位	種類範囲	屈曲	伸展	外転	内転	外旋	内旋		
	肩関節	右	180°	50°	180°	0°	100°	45°		
		左	180°	50°	180°	0°	60°	80°		
		右								
		左								
		右								
左										

上記のとおり診断します。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

名称 〇〇総合病院

診断担当者氏名 〇 〇 〇 〇

〇〇〇 局
〇〇〇〇 番

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

印

(記名押印又は署名)

上腕骨の回旋変形ゆ合は、回旋変形の程度により変形障害に該当するか否かが異なります。
上腕骨の回旋変形ゆ合が認められる場合は、肩関節の外旋・内旋の可動域範囲を測定、記載してください。